

質問及び回答

業務名称		市有施設（消防本部庁舎）への 太陽光発電設備等導入事業（PPA方式）	
No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要項 2.（2）	共同体の参加者全ての事業者が過去5年の間にPPA事業の実績を有していなければならないのか。	実施要項2.（9）の業務実績について、共同体の構成者のうち、1者以上が当該業務実績を有している場合は、当該共同体は業務実績を有しているものとします。
2	実施要項 2.（9）	過去5年間に類似の業務実績（PPA）とあるが、この実績自体が無いと参加資格は得られないのか。	類似の業務実績（PPA）が無い場合は、本プロポーザルへの参加資格を得られません。
3	実施要項 2.（9）	類似の業務実績（PPA）として、太陽光パネル設置や蓄電池設置などの電力に係るほかの実績にて代えることができるか。	代えることはできません。類似の業務実績とは、実施要項2.（9）で示すとおり、類似のPPA方式による太陽光発電設備設置事業の採用実績を指します。
4	実施要項 3.（4）	実施要項3.（4）エの書類は、共同体全体としての提出となるのか、または構成員ごとの提出となるのか。	実施要項3.（4）エの書類は共同体構成員ごとに提出してください。なお、事業実績が無い構成員が含まれる場合は、該当構成員は実績報告書に代えて、事業実績が無い旨の報告書を任意の様式にて提出してください。
5	仕様書 2.	停電時も「施設利用が一定程度可能となるよう」とあるが、「一定程度」とはどの程度の期間を想定しているか。	期間は想定していません。蓄電池の容量は評価項目であり、参加者の提案事項となります。

No.	質問項目	質問内容	回答
6	仕様書 別紙 1	庁舎に設置された非常用発電機より供給される電力負荷は、系統から切り離された特定負荷と考えてよいか。	非常用発電機は系統から独立した特定負荷です。
7	実施要項 2. (11) 及び 3. (4) ① カ	一級建築士と電気主任技術者は協力事業者から出すこととし、その協力事業者の資格証の写しでも問題ないか。	提出書類のうち、「一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し（本事業を実施する体制に含まれる <u>共同体構成員</u> のものでも構わない。）」としておりますが、実施要項 2. (11) のとおり、共同体に限らず、有資格者は <u>協力事業者</u> から充てることに支障ありません。その場合は、該当有資格者の資格証写しを提出してください。
8	仕様書 4. (4) ウ	必要経費については、事業者負担とあるがパワーコンディショナーの待機電力は、少量であり計測が難しいため、事業者負担なしとしてもよいか。	経費については事業者負担を前提としますが、必要に応じて市と事業者間で協議の上、決定します。
9	実施要項 1. (3)	本事業は長期継続契約とありますが、契約期間中において、市の予算が減額または削除された場合、または市の都合により、貴契約変更または解除することになった場合、事業者が生じた損害は、貴市が損害賠償の責任を負うという理解でよろしいか。	仕様書一別紙 2「予想されるリスクと責任分担」にありますとおり、市のみの責に起因する事業内容の変更は、市の負担となります。

No.	質問項目	質問内容	回答
10	実施要項 3. (3) ②、④	質問を受付けてから何日以内に回答をいただけるか教えてください。	質問の内容に応じて、対応に要する時間が変わるため、明確な回答期間を設けておりませんが、回答の目安としては、質問の受付日より3日程度となります。なお、本市の営業時間外に送付された質問については、翌営業日が受付日となります。
11	実施要項 3. (5)	候補施設を見学した後に発生する質問事項については、提案資料提出期限内に随時対応していただけるのでしょうか。	候補施設見学に伴う質問の受付については、各事業者の見学日より、見学日を含めない7日後までとします。質問の回答は、実施要項3. (3) ④に準拠します。
12	実施要項 3. (7) ⑧ウ	情報公開請求の公開対象について、事業者と協議の上、その事業者の独自の知識情報については非公開にすることは出来ますか。	玉野市情報公開条例（平成11年条例第24号）第8条第3項に該当する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に関する情報については不開示となります。
13	実施要項 3. (7) ⑧エ	辞退届の提出先について、『脱炭素社会推進課』ではなく『環境保全課 脱炭素推進係』でよろしかったでしょうか。	実施要項記載の「脱炭素社会推進課」は誤りです。申し訳ございませんが「脱炭素社会推進課」は「環境保全課 脱炭素推進係」に読み替えてください。
14	実施要項 3. (7) ⑧エ	企画提案書の提出後に辞退をした場合、提案者はペナルティの対象にならないと理解してよろしいでしょうか。もし違う場合は辞退することによりペナルティの対象となる段階を明確にお示しください。	企画提案書の提出後に辞退された事業者に対するペナルティはありません。ただし、辞退される場合は、速やかに辞退届を提出ください。

No.	質問項目	質問内容	回答
15	仕様書 3. (2) ウ、エ	電力供給開始時期については、令和8年3月を想定するとあるが、2026年3月31日までに設置を完了し電力供給準備をしたうえで、2026年4月1日から電力供給開始するスケジュールではないのでしょうか。	準備や設置工事の実施期間を鑑み、令和8年3月までの開始を想定しております。現想定に比べ開始時期が前後する場合は、本市と協議ください。 ただし、想定に関わらず本補助金の事業期間は、実施要項1.(4)に示す各補助金の規定に則したスケジュールにて実施してください。
16	仕様書 別紙2	維持管理関連の維持管理費の上昇について、20年間の人件費の変動（上昇）は事業者がすべてを負担するのではなく、双方協議の対象としていただきたく内容の再検討をお願い致します。	原則、契約期間中の契約単価は一定ですが、著しい社会変化により急激な物価上昇等があった場合は協議を行います。（仕様書9.オ参照）
17	仕様書 別紙2	天候不良について、事業者がすべてリスクを負担する条件となっておりますが、天候については天災と同様の考え方で不可抗力と考えます。このリスクは双方協議の対象としていただきたく内容の再検討をお願い致します。	一般的な天候不良による発電量の減少は一時的なものであり、長期的な観点でみると良好な天候との相殺が見込まれることから、現行リスク分担について変更は考えておりません。 ただし、火山噴火などの天災を起因とする長期の異常気象については、本市と事業者間で協議の上、各者の負担について決定します。

No.	質問項目	質問内容	回答
18	仕様書 4. (4) イ	「設備の設置が、建築基準法、電気事業法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類」について、具体的にどのような書類でしょうか。何か書式がありますでしょうか。	設備を設置するにあたり、設置事業者の方は各種関係法令の適合を確認されるものと考えておりますが、当該書類はその確認された事項・内容について報告をいただくものとなります。提出に当たりましては、任意の様式にてお願いいたします。
19	実施要項 5.	本事業における電気供給契約（長期継続契約）について、内容を確認したいので契約書(案)の公表をお願いします。	現段階でのP P A契約書案の公表は考えておりません。P P A契約書は、実施要項及び仕様書、選定された事業者の提案に則し、両者協議の上での作成を想定しています。
20	仕様書 7. ア、イ	『設備導入施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意すること。』とあります。別にとは現在の電気主任技術者とは別の新たな契約を行う事でしょうか。もしくは追加費用が発生した場合でしょうか。	本事業実施にあたり、仕様や提案内容、法令に則して必要となる電気主任技術者の人員を算定の上、事業者の費用負担で配備してください。必要であったにも関わらず当初の算定に含んでいない場合、追加費用は事業者の負担になります。